

令和元年 第7回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年7月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年7月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 田 偉 男  
13番委員 本 多 通 治      14番委員 原 澤 幸 好      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江      19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 1名  
15番委員 原 澤 章
- 5 議事録署名委員  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴木 伸 史      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件  
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第31号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第32号 農用地利用配分計画案に関する意見について

### 連絡事項

- (1) 8/9午後 農地パトロール等研修会の開催について

### その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に7番今井育男委員・8番吉野拓夫委員を指名し議事に入る。

それでは、本日の議題、審議事項に移りたいと思います。

まず、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よ

り説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま3条の規定による許可申請について事務局より説明がありました。

それでは、番号1番についてこれより審議をしたいと思います。これにつ  
きましては、地元の内海委員のほうから調査結果についての報告をお願いいた  
します。

3番委員

3番、〇地区の内海博光です。

7月7日に現地確認の上、内容を審査してまいりました。特に〇〇さんがも  
う既にこちらから家ごと引き払うということで、それを含めて受け入れてほし  
いということで〇〇さんをお願いしたということで、〇〇さんのほうもやれる  
能力が十分にあるだろうという見方で、これは非常にいい契約じゃないかなと  
思っております。そんなことで営農意思の確認については問題なしということ  
で、また、権利取得においては、水田及び畑を3反歩以上保有ということで、  
これも1つはクリアしてます。

また、周辺の農地に対する影響についても、これが復旧されて耕作されるこ  
とによって非常にいい影響になっていくんじゃないかと思えます。

また、これは補足になるんですけども、この地区はほとんど電気柵がない  
と作物が育てられないところなんですけれども、それぞれに電気柵を設置して  
おりますから、これを枯れることなく引き続き続けていくことによって守られ  
ているということで、特に懸案事項はないということでよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま内海委員より報告をいただいたわけですが、この件に対しまして質  
問、意見等お受けいたします。何かございますか。

（「なし」の声）

特になければ申請のとおり許可することご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。

そのように申請どおり許可ということに決定いたします。

それから、番号の2番なんですけど、これは4番の高橋委員と利害関係のある  
案件なので、この案件については高橋委員には退席をしていただいて、ほかの  
委員さんで協議をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

（4番 高橋公利委員退席）

3番委員

3番、内海博光です。

隣の委員ということで調査をしてまいりました。7月6日に〇〇さん立ち会いのもとに現地を確認しました。今の状況は、とりあえず〇〇さんのほうでまだハウスがつくられています。それで、最後のトマトが終わったら、それを全部かたすというような形で話が進んでおります。特に〇〇さんの経営というのはもう既に今回のあれを含めると3町歩を超えるんですね。そして、一番の農家でいろいろ問題となっている労働力の確保のめどもついてますし、割と自宅の近くにこうした土地を受けることによって、また専業農家としての一層の飛躍が期待できるんじゃないかと思います。

また、借り受け事業者の貸し付けについては、既に耕作農地を以前に借りていたことがありますので、今回農業公社に借りかえるために適切な処置だろうというふうに考えます。特に想定される懸案事項はございませんので、審議のほうをよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま内海委員のほうから報告をいただいたんですが、本件に対して質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特になければ申請どおり許可することに決定をしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

それでは、高橋委員に戻っていただきます。

(4番 高橋公利委員着席)

番号3番、〇、〇〇〇さんの件につきまして、原澤委員、調査結果の報告をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤です。

ちょっと報告の前に、先ほどの森下会長からお話あったとおり、5月の末に退院してきました。皆様にはいろいろご心配いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、早速ですが、入りたいと思います。

7月2日に〇〇さんのお宅にお伺いしました。現地確認いたしまして、〇〇さんは娘さんで、前から手伝いをやってまして、手伝いという話で、ちょうどその日は用事があって来られなかったもので、でちょっとお話ししたんですが、これからもやる意志もあるし、お父さんが体がもう弱っているので、ぜひ行きたいという話なので、問題ないと思いました。面積はこれだけだと2反歩ちょっとなんですけど、前から2反歩ぐらい耕作してまして、合わせると5反歩ちょいぐらいの形になりますので、面積も問題ないと思います。もともとりんご屋さんなんで、何かに変えるということではないので、新規の影響もないと思いますので適当じゃないかと思いました。審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま原澤委員より報告をいただいたんですが、この件に関しまして質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特になければ申請のとおり許可することご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可ということに決定いたします。

続きまして、議案29号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

5ページのほうをお開きください。

議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明がありました。これにつきましては、地元の阿部委員長さんより調査報告をお願いいたします。

10番委員

10番、〇地区阿部均司です。

農地法第4条の申請事案の調査結果について報告いたします。

今月の6日に本人のところに確認に行きまいりました。それで、農地転用の宅地に転用する目的の確実性ですが、本人が今月中に地鎮祭をしたいようなことを話しておりましたので、まず間違いないと思います。

それから、申請面積の妥当性ですが、おおむね237㎡ぐらいですので、妥当と思われまます。

それから、周辺農地への支障の有無なんですけれども、宅地に転用の場所は道路沿いですので、片方が道路で、片方が宅地、あと周りが自分の農地に囲まれています。その他の耕作者の農地は一段下が下になっておりますので、日照等の関係については問題なく、大丈夫だと思われまます。

それから、ほかの作物への影響等についてはないと思われまますので、その他については特にございません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

今、阿部委員のほうから報告をいただいたわけですが、この件に関しまして質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

18番委員

18番、高宮です。

実はこの土地は畑と言っても、もう随分前に土砂を埋めて埋め立てになっていて、ふだんもう家が浅地ですから、地区同じ、〇〇さんと同じ場所に住んで、近くなんですけど、盛り土をした土地なんですね。もう全然耕作してない土地なんんですけど、それが道路沿いなんんですけど、実はその農地への影響ということで、すぐその下が実はうちでつくっている畑なんです。ネギとかジャガイモとかつくっているんですけど、雨がひどいときは、そこの〇〇さんの土地からかなり水がここに入ってくるんですね。それでちょっと困ってはいるんですけど、今度宅地ということで、それがまた広がるとちょっと困ったなと思っていたんですけど、ですから、許可しないとか、そういうんじゃないかと、十分排水についての考慮をしてもらいたいと思うんです。うちは借りている畑ですので、

中身は名義の畑ではないんですけど、すぐその下の畑で耕作している土地なんです。そういうことで排水関係をお願いしたいと思うんです。下水は通っていると思うんですよね、そこね。下水は通ってはいるんですけど、それもちょっと配慮をお願いしたいと思います。

議長 今、高宮委員のほうからそういう意見がありました。これは許可に対してそういった付することは可能なんでしょうか。要するに施工に当たって排水等に十分に注意してとか。

事務局 そうですね。周辺の農業に与える影響もはかり知れないというような状況ですと、まず許可見合わせものも。今言われたようには既に今家が建ってない状態でも地形的に水が寄ってしまうというようなこともありつつ、今度はその一部ですね。

18番委員 かなり離れてはいるんですけども。

事務局 今回申請が出たのはこの緑のエリアのみです。それで、〇〇さんがつくられているのはその下、ちょうどここですね。ちょっとこの図面ですと、地図ですとわかりづらいんですけど、こことこの段差が相当ある。道路のほうはこちらが高くて、こっちが低いということで、地形的に水の流れがあるのも仕方ないのかなと。そういうところもあるんですけども、なので、今言われるこの道路の分だけ家を建てるという中で、お願い事というか、造成する際に多少傾斜をここの部分ですか、ここの部分の傾斜を道路側につけていただくとかというお願い事というか、ちょっと配慮してくださいということは言えるのかなと思うんですけども。なので、ただ、すみません、圧倒的にこちらのほうの広いので。

18番委員 向こうから流れてくるのではないかと。水の流れを見ても。

事務局 そうですね。盛土してあるんですよ。

18番委員 そうですね。

事務局 ここは基本的に。

2番委員 ここは宅地転用か何かして盛土しているのか。

18番委員 いや、全然してないと思うけど、それはちょっとわかりません。それは何年も前なので、もう随分前なので。

2番委員 無断転用。  
そういうことだよな。

10番委員 多分その〇〇さんの親のときに埋めたんじゃないかと推測されますよね。その方はちょっともう亡くなっているんですけども。

- 8番委員 それにしても始末書。
- 2番委員 ここを転用する。今回は転用関係ないとは言うけども、既に盛土はされている。
- 18番委員 それよりもっと前じゃないかと思うんですけど。
- 8番委員 駐車場か何かになっているかなとちょっと質問しようかと思ったんですが、既に畑がなくてもということになると、今星野代理がおっしゃったように、転用がなされていないということはちょっといかにしても手続が必要なんではないかと思うんです。
- 10番委員 現況的には草地ということですかね、今の。現在は要するに草が生えて、草地になっているという状態ですかね。
- 2番委員 これは地目から言えば何だい。
- 事務局 畑ですね。
- 2番委員 本来なら畑で耕作してもらわなければ困る。
- 議長 現況、耕作放棄地みたいな状態なんですか。
- 10番委員 埋め立てする前の現況がどうだったか。
- 議長 現状ですから作付できるならば畑だと思うんです。
- 10番委員 現況が農地で耕作できますと言われればそれまでなんだよね。建物なんか建っているわけではない。
- 2番委員 盛土自体問題がある。
- 18番委員 同じ〇地区なんですけど、そのところの盛り土してある。〇〇さんが材木屋さん、材木というか木出しして、木がかなり積んであった場所だったです。だから盛り土しているところにかんりの木が置いてあって、それも片づけてあれですけど、盛り土して耕作放棄地ではなくて、あくまで自分の木を置いたりするために盛り土をしたんだと思うんですね。そのとき転用したかというのはわかってないですけど、それも随分前のことです。私が記憶にあるころからもう木があったように思います。それで、今は耕作するような土を入れたような形跡ではなくて、木を置いて、〇〇さんが草刈りを今はしているだけです。木はなくなりましたが、草刈りをしているだけで耕作は全然できるような場所もないですし、やるつもりもなかったと思います。
- 事務局 議長、よろしいですか。

ちょっと今回は申請のあったということは明らかなんですけども、こちらの遠い部分は農地として残すという思いだと思うんですよ。なので、こちらのほうを使われるかというのは今後、〇〇さんに確認をさせて、今ちょっと即答はできないので、確認をさせていただきたいというふうに思います。農地として適正に管理していただくのが一番ベストだと思いますので、今言ったように、ちょっと若干石が置いてあったりとか、耕作がちょっとされてないんじゃないかということもちょっと見受けられるんですけども、実はもう今残地としては農地として残っているというふうに思われるので、そこをちょっとこの後に、ちょっと今回は行政書士さんからの申請になっていますので、行政書士さんに確認させていただきたいと思うんですけども。なので、そういった中でここは適正に耕作された中で、なるだけこっちに、〇〇さんがつくられているこっちの下側のほうに水が流れ込まないようにしてもらおうというふうなこともあわせて伝えるようなことでどうでしょうか。

議 長 今、事務局のあれですけども。

8 番委員 日当りは高宮さん、関係ないんですか。

1 8 番委員 日当りは関係ないですね。

議 長 意見はほかにありますでしょうか。

事務局から言った周りの農地についての適正な管理を促す旨、申し添えて、あとは宅地についても排水等については十分注意するような意見をつけた上で許可をするという形でよろしゅうございますか。

8 番委員 そういう点もちゃんと履行されるようなことでやっていただかないと。

事務局 もし必要であれば、後追いになってしまうんですけど、始末書というか、誓約書というか、そういったものを取りつけて処理をさせていただくということでもよろしいですか。それか、それを確認できるまでちょっと判断がつかないのであれば、今回、次回に持ち越すということもあり得るんです。どうでしょうか。

事務局 逆に周りの残された農地がちゃんと適正に管理してほしいということは、今〇〇さんが言いたいことでありということですので、そういった思いを、朗読させたもらったように、農地の種別で言うと2種農地なのかなと。農地の広がりみると、そんなに広がりはないので、あとこの今住まわれている自宅がここは急傾斜地で、これを、ここを壊してここに建てればいいじゃないかというふうに思うんですが、ここには建てられないという話の中で、建てたくても建てられないということをお慮していただいて、面積も500㎡に満たないので、これ自体はダメというふうに自分は思いますんで。

1 4 番委員 今、高宮さんが言っていることは雨水処理をお願いしたいと言っていることなんだから、それをお願いすればよいのではないかと。〇〇さんに対し、施工する場合。それでオーケーだと思いますけど。

議 長 今、原沢委員のご意見いただきました。  
そうすれば、今言ったように、雨水処理と周りに残った農地、2種でしょうけど適正な管理をしてもらいたいというふうに申し添えて許可することによろしゅうございますか。

18番委員 高宮です。  
今、私がというか、その問題、雨水のことじゃなくて、転用してない畑だった。そのことはどういうふうな、それも始末書が必要、今畑だったんですよね。今回宅地にするところが畑なんですよ。ですけど、盛り土をして、畑では全然なく、その下のほうとみんな一体、全部畑だったのをみんな盛り土をしたと思うんですよ。その辺を調べてもらって、そちらのほうの始末書も必要ではないでしょうか。

2番委員 全部家も盛り土してある。

18番委員 そうです。

2番委員 盛り土がしてある。

18番委員 だから、そこは私も……

2番委員 わからない。

18番委員 はい、もう私の記憶あったころは、もう全然畑ではなくて、でっかい石が混ざった土がもうずっとあって。

議 長 高宮委員が記憶が合っていると、もう30年、もっと前なんですか。

18番委員 親がやったことですけど、そちらの始末書それはどうなるのか。

事務局 議長、よろしいでしょうか。

議 長 どうぞ。

事務局 それでは、今高宮委員さんのご指摘をこれから事務局のほうで調査いたしまして、しかるべき対応をとらせていただきますので、その辺でよろしくお願ひします。

議 長 この方向については、そうするとそれまで保留ですか。

事務局 ちょっと私は、先ほどの原澤委員さんのお話で、今の場所については雨水排水の配慮、あとこちらのほうはまた別の案件で、転用別個で解釈いたします。

議 長 今回の申請地については、雨水排水に気をつけて施工してくださいというこ

とで許可をして、あと周りについては事務局でまた経緯等も調べた上で適切な申請なり処理をするということで指導するというところでよろしゅうございますか。

申請地以外の周りの農地について適正な管理と、それから経緯をきちんと調べて、適切な手続をとっていただくということでよろしゅうございますか。

そうすれば、そのように決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、事務局、許可した土地と周りのまだ残っている畑の農地がありますんで、それについても経緯等を調べた上で、適切な指導をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。そうすれば、そのような形で排水等を考慮した上で施工していただくという意見の上で許可をすることで決定をさせていただきます。

続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請、2件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、2件ありますが、まず、番号1番、須川の西原、これはキラキラフェスティバルの事務局より臨時駐車場としての一時転用の案件です。これにつきまして調査をしておりますので、本多委員さんより報告をお願いいたします。

12番委員

すみません、12番の〇地区の本多と申します。よろしく申し上げます。

先般、7月3日に森下会長と一緒に現地調査のほうをさせていただきました。本来であれば森下会長のほうから説明があるのが妥当なんでしょうけれども、会長という立場ですんで、近隣の本多から報告させていただきます。

7番委員

まず、1番の関係なんですけれども、これについては会場に近いというようなことで、計画、それから本人の意見等も確認させていただいたんですけれども、近いというようなことで、町の事業でもありますんで、妥当かなというように考えてます。近隣の農用地と、それから申請面積、それから転用によって生じる農地への被害等は特に認められないと。何しろ道に面した部分も駐車場として使うということですから、特に問題はないかなというように思われます。

議長

ありがとうございました。

今、本多さんのほうから報告をいただいたわけですが、ここでイベントに伴う役場の事業でやってあるんですけれども、これに対する質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

8番委員

8番、吉野です。

勉強不足でちょっと申しわけないんですけれども、キラキラフェスティバルというのはどんなのか一応内容を教えていただけますか。

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

ちょっと名前が非常に何がキラキラなのかよくわからないんですが、一応群馬県の主催が花と緑のぐんまづくり推進協議会というところが、県が持ち回りでこういった花を飾って、今年みなかみ町だけではないんですが、以前、皆さんにお飲みいただいたペットボトルも実はこれに関係ありまして、要するにモデル地区主体となるところに花を飾って見ていただくということで、今回、須川平の今行っていたら、ほとんど収穫時期になってしまったんですが、ソバをメインとして花を植えるということで、この全ての青刈りトウモロコシとか飼料用の草ですか、そういったものを今回はソバに植えかえて、見ばえのいいような形。ただ、そこを見るに当たって駐車場がないということなんです。後でこのリーフレットあると思うんですが、大変恐縮ですが、事務局のほうで、どこがどうやってくるかというのは余り理解できてないのが正直なところですが、ただ、イベントとして使う一時的な駐車場ということで承知しております。

以上でございます。

議長

今、事務局のほうから説明がありました。役場のほうの母体でやっている事業であります。

ほかに質問、ご意見ありますか。

これについては申請を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

では、申請のとおり許可いたします。

2番、〇〇の申請について、これについても調査結果の報告をお願いいたします。

12番委員

すみません、12番の本多ですけれども、よろしく申し上げます。

これも4月に一括森下会長と、それから当事者の〇〇さん立ち会いのもとに現地確認のほうを実施させていただきました。

まず、最初のほうなんですけれども、〇〇の真向かいの土地でございます。道を挟んで今回の申請が出てきているというようなことですので、これを見る限りにおいては特に問題はないかな。計画書どおりにいっているのかなというように感じました。ほかの面積だとか、周辺の農地の影響状態、それから転用によって生じる被害等については、特に認められないというような感じを受けました。

同じく〇〇の関係ですけれども、これについても道に面したところで、周りはちょっともう既に森林化しているような状況でございますので、特にほかの

農地だとか、そういった営農の関係で問題が出てくるというようなものはないかなというように思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ここについてはもう既に転用始末書つきの案件でございますが、質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

特になければ申請のとおり許可をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第31号農用地利用集積計画に対する意見決定についてお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第31号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件8件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、400㎡、使用貸借の通年、704㎡、利用権存続期間は3年、400㎡、5年、704㎡、畑は、賃貸借の通年、2,512㎡、使用貸借の通年、1,225㎡、利用権存続期間は3年、1,225㎡、10年、2,512㎡、田と畑の合計は4,841㎡です。貸し手は6戸、借り手は6戸でございます。

11ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明をいただきましたとおり、整理番号1番から、明細については1番から8番まででございますが、これについては質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

それでは、申請のとおり承認をさせていただきます。

続きまして、議案32号なんですが、農用地利用配分計画案に関する意見なんですが、これについても高橋委員の利害関係があるものですから、退席をお願いして、ほかの委員さんで協議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(4番 高橋公利委員退席)

それでは、議案32号について説明をお願いします。

事務局 では、12ページをお開きください。  
議案第32号農用地利用配分計画案に関する意見について。  
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。  
別紙記入事件1件です。  
次のページをごらんください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。これにつきましては機構法に基づく転貸案件でございます。  
質問、意見等ありましたらお願いいたします。  
委員。

2番委員 今、利用目的の10a当たりの賃借料とあるんですけども、1万、1万5、400、600とありますけれども、これ10a当たりじゃなくて、この面積に沿った数字じゃないんですかということ。10a、600円で随分安い。この辺をちょっとお伺いしたい。一番下が500円ということですけど、21㎡で500円じゃないかなと思う。1万5、400円は、これが妥当なのかなと思いますけれども、812㎡。

議長 賃借料はこれだけでも。  
事務局 申請はどうなんでしょう。  
議長 申請はこのとおり。

議長 多分これね、21㎡で例えば10a当たり500円だとすると、21㎡だとうんと少なくなっちゃう。1,000㎡で500円だと……

2番委員 平米50銭です。

事務局 1,000分の1だから、それはちょっと。

議長 確認します。公社のほうに確認をさせていただきます。申しわけありません。  
10a当たり500円だと21㎡だと。

議長 その上の2万3,500円で1,200㎡。

事務局 お待たせしました。結論から申し上げますと、こちらの間違いでして、10a当たりでなく、面積に対しての金額ということでご理解いただきたいということです。

2番委員 10a当たりでなく賃借料。

議長 わかりました。じゃ、事務局に調査していただいた表の存続期間の下に10

a 当たりの賃借料を賃借料に訂正をお願いします。10a 当たりじゃなくて、全体の賃借料が1万円、1万5,400円、600円、2万3,500円、500円という形で、全体金額がここに記載をされているというふうにご理解をいただきまして協議を続けたいと思いますが、よろしくをお願いします。

ほかに何か意見ありますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、このとおり承認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、提案のありました議案が終了しましたので、その他に移りたいと思います。

申しわけありません、高橋委員。

(4番 高橋公利委員着席)

議案終了いたしましたので、議案の審議については終わります。

その他に移りたいと思いますが、事務局のほうから連絡・報告事項等がありましたらお願いします。

事務局

その他についてはございません。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理 閉会を宣す。

〔午後2時35分〕